

2026年7月

事業者認定団体による
バイオマス証明ガイドラインの運用について

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

1 認定団体とは

【認定団体の要件】

バイオマス証明のガイドライン※（以下「G.L.」）を正しく理解し、適切に認定することが求められます。

※林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」

G.L.3（3）①

森林・林業・木材産業関係団体及び発電の燃料として木質バイオマスを供給する事業者の団体等であること。

G.L.3（3）①

バイオマス証明の分別管理や書類管理の方針について「自主行動規範」を定めていること。

G.L.Q&A 問5-2

- (1) 定款、会則等を有すること。
- (2) 団体の意志決定の場（総会等）が確保され業務執行体制が確立していること。
- (3) 事務局に責任ある職員が配置され業務執行体制が確立していること。
- (4) 経理を行い、会計監査も行われていること
- (5) 継続して活動を行う見込みのある団体であること。
- (6) 認定を行おうとする（業種）に関する知見を有していること。

<G.L.3 (3) ①>

「事業者の団体等（認定団体）は、バイオマス証明のなされた木質バイオマスの分別管理や書類管理の方針についての**自主行動規範**を策定する。」とされています。

自主行動規範の記載内容

<G.L.3 (3) ①、G.L.Q&A問5-3>

「証明される木質バイオマスの分別管理や書類管理の方針、本ガイドライン及び自主行動規範に基づく取り組みが適切である旨の認定を行う仕組み（例えば、分別管理体制や文書管理体制の**審査・認定、実績の報告・公表、立入検査、認定の取消し等**）を具体的に定める」

また、自主行動規範は、G.L.別紙3に例示されています。

認定団体は、信頼性を確保するために、次の事項をホームページ等において公表することとされています。

< G.L.Q&A 問 5 - 4 >

- 1 自主行動規範（認定に係る要領を含む）
- 2 認定を受けた事業者名※
- 3 認定を取り消された事業者名
- 4 事業者毎の間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績※
- 5 その他、当該団体が公開すべきと認める事項

※ 該当がない場合でも、その旨の公表は必要です（2の認定事業者、4の取扱実績）

< G.L.4（4） >

- 6 認定事業者のGHG 関連情報付きの供給実績の取りまとめ（GHG認定を行っている場合は、該当がなくてもその旨を公表）

G.L.3 (3) ①

分別管理体制や文書管理体制

G.L.4 (4)

事業者が**GHG 関連情報**を適切に**収集・管理・伝達**できること。

(以下は、**GHG**認定だけでなく、一般認定の審査でも参考になります。)

G.L. (GHG) Q&A 問17

- (1) ライフサイクル**GHG 基準の制度**について**十分理解**しているか。
- (2) **GHG 関連情報**のある木質バイオマスの管理に**必要な保管場所**を有しているか。
- (3) **GHG 関連情報**管理等の**責任者**は**選任**されているか。
- (4) 「分別管理、**GHG 関連情報**管理等及び書類管理**方針書**」は作成されているか。また、同**方針書**について、**現場担当者等**に**周知**が行われているか。
- (5) **GHG 関連情報**の管理や伝達に必要な**様式類**を用意しているか。
- (6) 帳票類の**保存の用意**はできているか。
- (7) **GHG 関連情報**のある木質バイオマスの取扱実績を認定団体に**報告する用意**はできているか

< 認定番号の付与 >

G.L.3 (3) ①

証明書には、認定を特定できる情報（認定番号等）を記載

※ 木材の合法性等のガイドラインの認定番号等と混同されない配慮が必要です。

GHG・Q&A問17.

GHG 対応の認定事業者には、上記（一般認定）とは別の認定番号を記載
（例：〇〇県木協001-GHG）

< その他の対応 > GHG認定だけでなく、一般認定の審査でも参考になります。

G.L. (GHG) Q&A問18

- 1 認定した事業者の情報（名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日）及び毎年度、認定事業者からの（GHG 対応に係る実績を含む）**実績報告**を取りまとめて**HPで公表**
- 2 認定の翌年度以降、毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、**書類検査**（実際のGHG 関連情報の収集・管理・伝達の事例をサンプリングして、原料区分や輸送距離等の選択、入荷から出荷までの管理、出荷時の証明書の記載を確認。不十分な場合は指導等

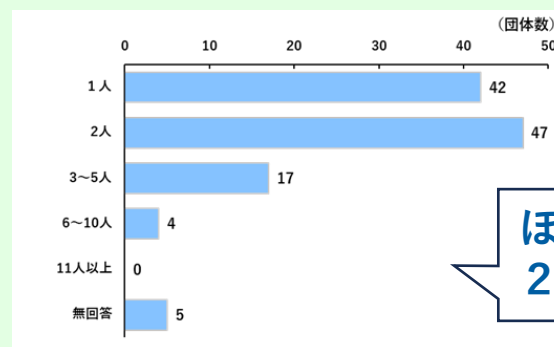
6 2025年度アンケート

表1 認定団体数と過去の回答状況

実施年度	調査票発送数	調査票回収数	
2015年度	133	114	85.7%
2016年度	134	124	92.5%
2017年度	138	126	91.3%
2018年度	142	115	81.0%
2019年度	142	131	92.3%
2020年度	142	117	82.4%
2021年度	142	120	84.5%
2022年度	142	128	90.1%
2023年度	138	136	98.6%
2024年度	141	114	80.9%
2025年度 (事前調査)	141	131	92.9%
2025年度 (定例調査)	141	115	81.6%

2024年度は、講習会参加申し込みと併せて簡易なアンケートとした。

近年、認定団体数はほぼ一定



ほとんどの団体は1～2人で対応

図1 認定の体制

	委員数	内部委員	外部委員
		団体数	団体数
1	0人	5	30
2	1人	23	8
3	2人	20	26
4	3人	12	9
5	4～5人	25	8
6	6～10人	16	2
7	11人以上	6	1
総計		107	84

表2 認定審査委員会の構成

7 2025年度アンケート（認定事業者数と業態）

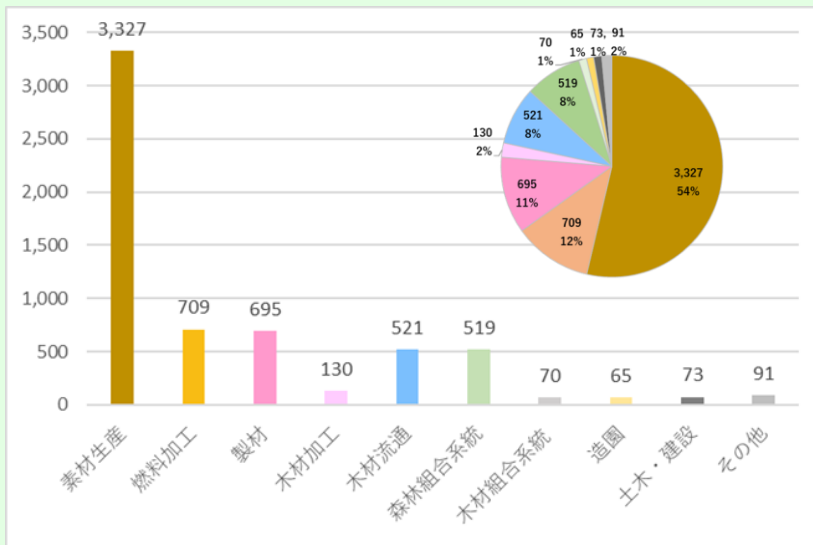


図2 業態別の認定事業者数

素材生産業が多いのは、零細性によるものと考えられます。

1 認定団体あたりの平均認定数は46.5事業者。一方、100事業者を超える認定が約20認定団体ありました。

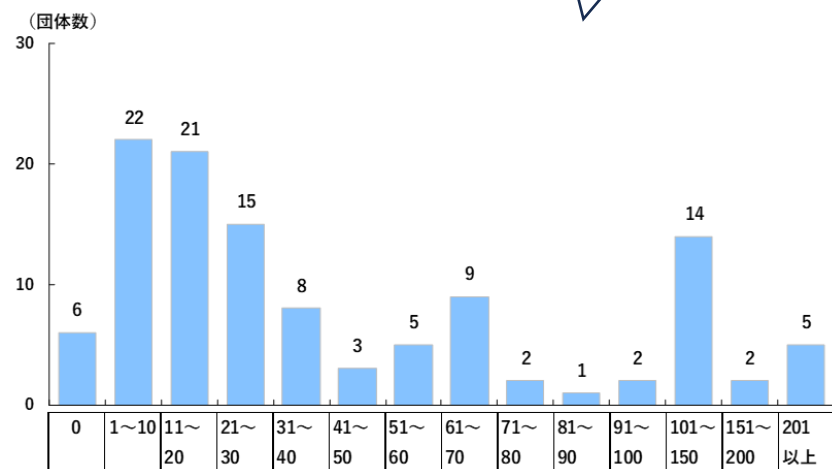
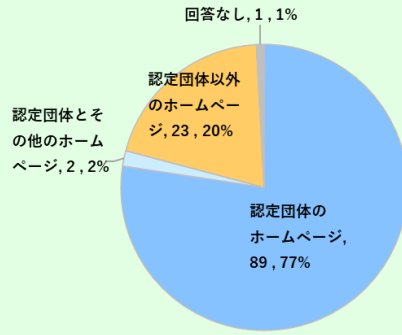
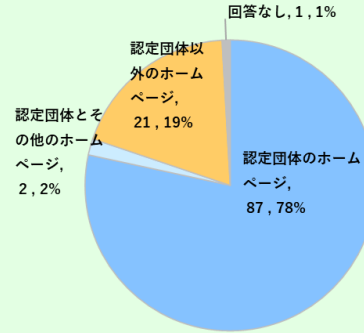


図3 認定団体別の認定事業者規模

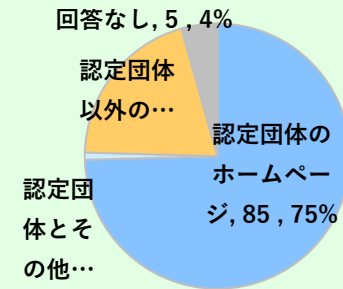
8 2025年度アンケート（公表）



グラフ1 自主行動規範



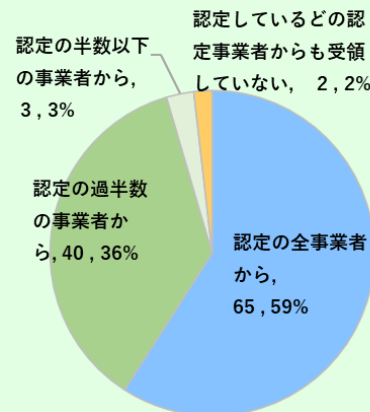
グラフ2 認定実施要領



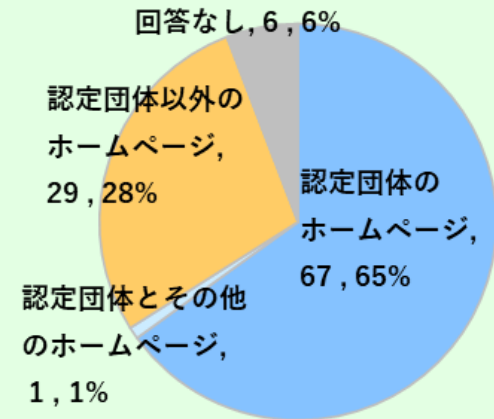
グラフ3 認定事業者

上記のいずれの事項も、ほぼ全ての認定団体が「公表している」との回答でした。なお、一部には、公表の方法や記載について、見直しが必要な事例もあります。

取扱実績について、事業者からの報告が十分なされていない事例が見受けられます。また、認定団体のとりまとめの公表でも必要事項が確認できない例があります。

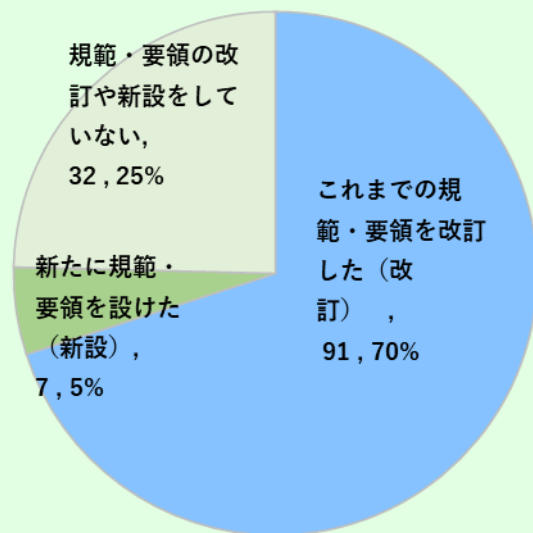


グラフ4 事業者の取扱実績報告



グラフ5 取扱実績取りまとめ

6 2025年度アンケート（GHG対応の取組み状況）



グラフ6 GHG対応の規範等の改訂
（2025年7月現在）

	伐採（発生） 段階の認定 ：件	加工・流通段階 の認定 ：件	回答の認定団体数
全ての認定	5,310	2,494	130
GHG認定	629	431	40

表3 認定数（2025年7月現在）

< GHG対応の自主行動規範等の改訂 >
2025年7月：回答130のうち75%の98認定団体が改訂（準備中含む）
 （参考：2026年6月の時点で、78のうち70認定団体90%が「GHG認定を行っている」と回答）

- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
(令和8年4月改正)
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインQ&A」
(令和8年4月改正)
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインQ&A（ライフサイクルGHGについて）」（令和8年4月改正）
- 木質バイオマス証明ガイドラインQ&A（竹の取扱について）

以上については、林野等ホームページで公開されています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html

日本木質バイオマスエネルギー協会では、「ガイドライン運営マニュアル」（認定団体向け・認定事業者向けの2種類）を作成してHPで公開しています。なお、発行から時間が経ち最近のGHG証明に関する事項などガイドライン改訂への対応できていません。ご利用の際には、最近の情報にご注意ください。

また、諸般の事情から、現在のところ改訂版の発行を予定しておりません。



認定団体向け



認定事業者向け



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>